

暴力団排除措置等を講ずるための連携に関する協定書

山武市長（以下「甲」という。）と千葉県山武警察署長（以下「乙」という。）は、甲が、甲の事務又は事業（以下「甲の事務等」という。）からの暴力団排除の措置を講じ、及び甲の区域内において行われる暴力団排除の取組を支援する上での必要な連携について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が実施する暴力団排除措置等に関し、甲と乙との連携について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除措置 甲が、甲の事務等により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（以下「暴力団密接関係者」という。）を甲の事務等から排除するための必要な措置をいう。
- (5) 暴力団排除広報 暴力団の排除についての市民、事業者及び関係団体（以下「市民等」という。）の関心及び理解を深めるための必要な措置をいう。
- (6) 暴力団排除支援 市民等が自主的な暴力団の排除に取り組むことができるように甲が講ずる情報の提供、指導、助言その他の必要な支援をいう。

（暴力団の排除に係る照会及び回答）

第3条 甲は、暴力団排除措置を講ずる必要がある場合において、甲が実施する入札に参加しようとする者、甲との取引に係る契約を締結しようとする者又は甲の事務等の対象となる者（次項及び次条においてこれらを「入札参加資格者等」という。）が暴力団員等又は暴力団密接関係者であるかどうかについて、乙に意見を聴くときは、別記第1号様式により乙に照会するものとする。

2 乙は、前項の規定による照会があったときは、当該照会に係る入札参加資格者等が暴力団員等又は暴力団密接関係者であるかどうかについて、別記第2号様式により、甲に回答するものとする。

3 甲は、公益上、緊急に乙から意見を聴く必要があるため、第1項の規定による照会の手続を執ることができないときは、同項の規定にかかわらず、当該照会を、口頭によりすることができる。この場合において、甲は、乙に対し、当該照会の理由及び対象となる入札参加資格者等並びに口頭による照会の必要性を明らかにしなければならない。

4 乙は、前項の規定による照会があったときは、当該照会に係る入札参加資格者等が暴力団員等又は暴力団密接関係者であるかどうかについて、口頭により、甲に回答することができる。

（暴力団の排除に係る通報）

第4条 前条に定めるもののほか、乙は、甲が講ずる暴力団排除措置に資するため、入札参加資格者等が暴力団員等又は暴力団密接関係者である事実を確認したときは、別記第3号様式により、その旨を甲に通報するものとする。

（個人情報の適切な管理）

第5条 甲は、この協定に基づき取得した個人情報については、山武市個人情報保護条例（平成18年山武市条例第6号）の定めるところにより適切に管理し、同条例第8条第1項各号に該当する場合を除き、甲が講ずる暴力団排除措置以外の目的のために当該個人情報を内部で利用し、又は提供しないものとする。



（連携）

第6条 甲及び乙は、甲が暴力団排除措置若しくは暴力団排除広報を講じ、又は暴力団排除支援を行うに当たり、情報交換又は具体的事案への対応等のため必要があると認めるときは、甲及び乙の担当職員による協議を行うものとする。

2 甲は、暴力団排除措置若しくは暴力団排除広報を講じ、又は暴力団排除支援を行うに当たっては、乙に対し、必要な支援又は協力を求めることができる。

（適用除外）

第7条 第3条及び第4条の規定は、暴力団排除措置に関し、法令の定めがあるもの、国等の行政機関の通知によるもの及び甲乙間において別に協定の締結又は合意のあるものについては、適用しない。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年1月13日

甲 山 武 市 長

椎名千収



乙 千葉県山武警察署長

如藤 浩

